

二項の協定レテ同三時三十分返致セリ  
 一、十二月三日午後一時ヨリ実行委員会ヲ開催ス  
 ルコト、而シテ以同日支那支部ノ結束ニ努ムルコト  
 二、職員同志會トノ共同訓練ニ就テハ各支部ニ  
 於テ自治會員ノ職員同志會員ヲ激励スルコト  
 共ニ密接ナル關係ヲ作ルコト尚連結委員ハ左ノ  
 通り變更スルコト  
 井上 保彦 飯野 鈴栄  
 元 齋 徳太郎 手塚 泰一  
 石 乃 甲 一通ノ報 候也

一再嘆願書提出理由  
 二再嘆願條件

(一) 一再嘆願書提出理由

吾等日本に東京市電業前ノ財政政策に対する一般の才策ニシテ格別余は巨額綱領を献策し而シテ  
 東京市交通機関ノ根本的基礎の確立を促シ以テ昨年以來の同車政策と事業緊縮による從  
 業員ノ収入減縮を招キ小入手を取置キ  
 坐して去年十一月二十七日當局の不審な決定を以テ我々は再々再々望せる核ハハ觸水ノ徒レ  
 末簡上ニ糊塗せしむる返答がたゞは吾等再々望せる核ハハ觸水ノ徒レに在リ  
 やを姑クは右に記ス  
 即レ吾等が切實に望むるものは東京市の公選であり交通機関の根本的確立である。  
 而シテ交通政策の徹底と事業上ハ於ケル改革を圖リ進んむ吾等從業員の生存に非ざるを得ず  
 の確立を期せしむるものである。  
 是レ即レ吾等が切實に望むる核ハハ觸水ノ徒レに在リ而シテ吾等再々望せる核ハハ觸水ノ徒レ  
 更に再々望せる核ハハ觸水ノ徒レに在リ而シテ吾等再々望せる核ハハ觸水ノ徒レに在リ

大正十五年十一月二十九日

東京市電從業員自治會

(二) 再嘆願條件  
 格別共通